

解決しませんか？ 住まいのお悩み。

詳細

空家等総合相談＝まちづくり推進課 ☎ 058-383-1884

空家バンク・DIY 型空き家リノベーション＝建築指導課 ☎ 058-383-7218

近年、人口減少などにより、市内の空き家は増加しています。住宅をお持ちの方は、今は関係ないと思っ
ていても、いずれ起こり得る問題で
あり、他人事ではありません。
空き家は活用することで、地域つ
くりや地域活性化に役立てることが
できます。空き家や住まいの悩みを
解決して、住まいを活用できるよう
、今後の見通しを立てておきましょう。

ご相談ください

市は、「空家の相談会」を不定期で
開催してきました。「自分で考えてい
たより、多様な意見が聞けた」、「現
状の建物を今後どうしていけば良い
か相談できた」、「自分のやるべきこ
とが整理できた」など、好評でした。
そのため、この相談会を「空家等
総合相談」として月1回に拡充。住
まいや空き家などの管理・利活用・
登記手続など、空家問題全般の相談
に応じます。

空き家や住まいに関することを、
専門家に相談してみませんか。

日時 第2木曜日 午後1時～5時
(1組40分)

場所 市民相談室（市役所低層棟2
階まちづくり推進課）

どんな人が相談に乗って
くれるの？

あなたのお悩みの内容に
合わせ、司法書士、建築士、
税理士、宅地建物取引士な
どが、個別に相談に応じま
す。電話または対面での相
談が可能です。



定員 1日6組（申込順）
備考 ▼第2木曜日が祝日の場合、
第1木曜日に実施 ▼相談日の前月1
日・月末が閉庁日の場合、それぞれ
最初または最終の平日に受付
申込と詳細 相談日の前月1日 午
前10時～前月末に、電話でまちづく
り推進課 ☎ 058(3803)1884

あなたの「売りたい」
「貸したい」を
サポートします！
空家バンク

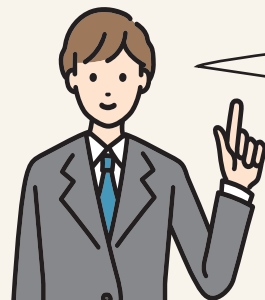
市内に所有する空き家を「売りたい・貸したい」という方と、物件を「買いたい・借りたい」という方の橋渡しを行う制度が、空家バンクです。この制度に登録されると、市ウェブサイトに物件の情報を掲載します。また市内の空き家情報は、全国地方自治体の空き家情報を集めた、全国版空き家バンクのウェブサイトに掲載しています。

登録できる建物は、個人が居住を目的として建築した市内の建物で、すでに空き家になっているものおよび空き家になる予定のものです。現地調査の結果や権利関係などを踏まえ、登録の可否を決定します。
登録をご希望の方は、建築指導課までご連絡ください。

市が、空き家物件の交渉・契約を手伝ってくれるの？



市は物件の交渉・契約には関与しません。
市と協定を結んでいる不動産会社などの提携事業者が、「買いたい・借りたい」利用希望者との契約交渉を仲介します。そのため、媒介契約や媒介手数料が必要となります。



買い手は見つかる？



空家バンクの物件を購入する方のための補助制度があります。
空家バンク登録物件を購入した方が物件の改修を行う場合、改修に係る工事費用などの一部を補助する制度（空家バンク登録物件改修補助事業）です。
また、市に移住定住の相談があった方には、希望に応じて空家バンクの物件をご紹介します。



「手放すのはちょっと…」
「放置するより、若い人に
使ってもらおう！」
**DIY 型空き家
リノベーション**

「空き家を手放す気はないけれど、活用したい」といった所有者の方には、「借主負担DIY型空き家リノベーション」事業があります。

「借主負担DIY型」とは、貸主が修繕義務を負わず、安く貸し出して、借主が自費で修繕を行い、退去時は原状回復義務がない契約形態のことです。「購入はできないけれど、DIYで自分らしい暮らしをしたい」という借主とのマッチングや契約までの流れを、市、民間企業、大学、金融機関が一体となってサポートします。ぜひご検討ください。